

▲

港長公示第 6-106 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 6 年 12 月 3 日(火)17 時 00 分から花火の打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間（20 時 45 分を予定）

打上げが順延された場合は、令和 6 年 12 月 4 日(水)同時間

2 区域（別図参照）

花火打上げ台船（北緯 35 度 37 分 50.981 秒 東経 139 度 45 分 56.897 秒）を中心とする半径 110m の円内海域

3 標識

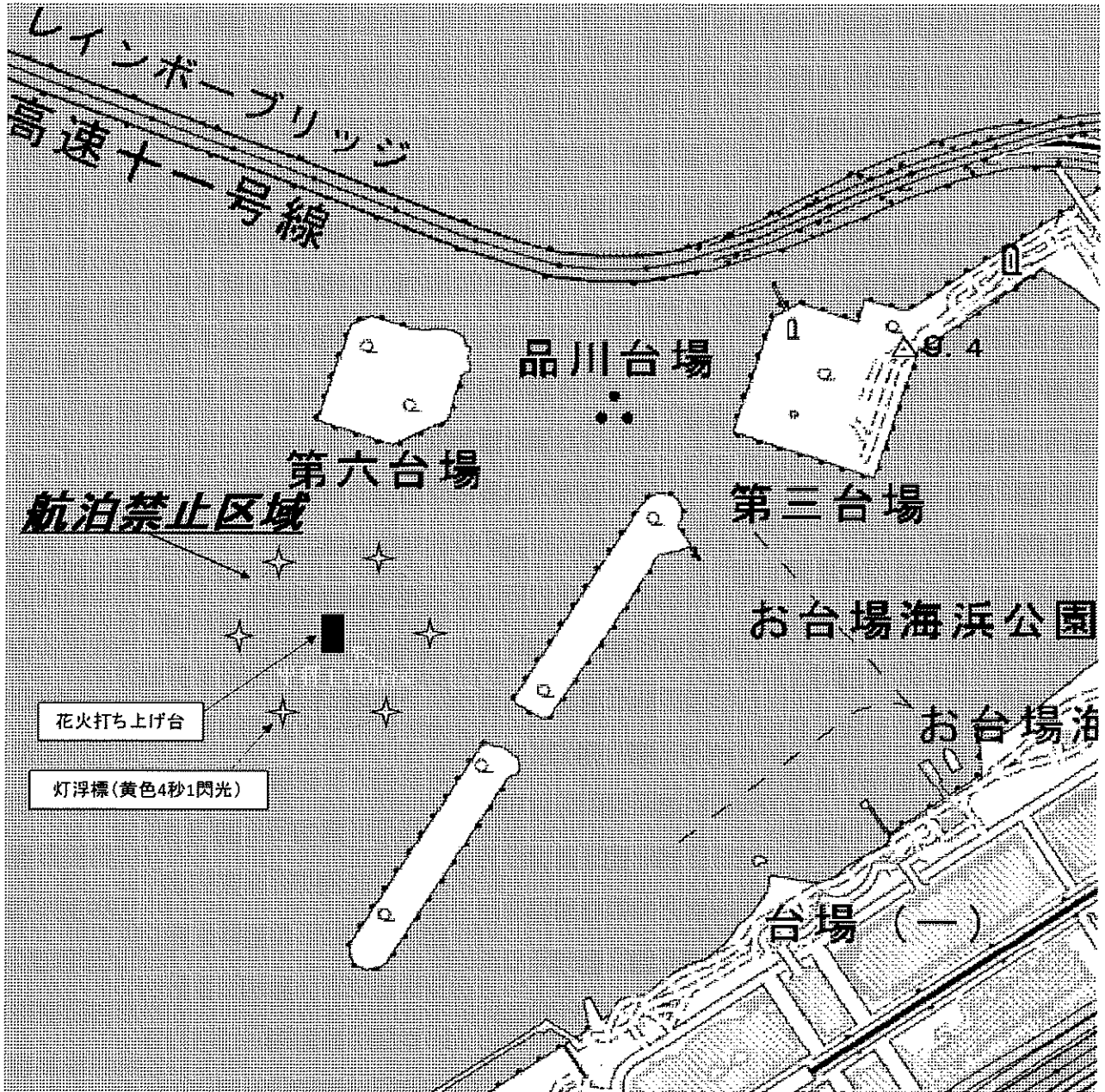
前記 2 の区域を明示するため、黄色灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 6 基設置される。

4 その他

前記 1 の間、前記 2 の区域周辺海域に警戒船 3 隻が配備される。

## 別図

令和6年12月3日(火) 17時00分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(20時45分を予定)  
打上げが順延される場合は、令和6年12月4日(水) 同時間



花火打上げ台船(北緯35度37分50.981秒 東経139度45分56.897秒)  
を中心とする半径110mの円内海域